

CONTENTS

所感	2
司法書士より	3
確定申告を振り返って	4
相続税について	5
令和7年度税制改正の大綱	6～7

EXCEL 活用術	8
社会保険労務士より	9
源泉所得税について	10
湯ったり！寄ったり！ 行ってんべ！！	11
税務カレンダー	12

ご あ い さ つ

いつも日頃より事務所通信「えん」をご愛読頂き、誠にありがとうございます。

気が付きましたら、初回発行から20年を経過しました。回数も80号を重ね、今回は81回を迎えることができました。これもひとえに顧問先の皆様からの、暖かいご支援の賜物と厚く御礼を申し上げます。所長を始めとして職員全員参加による、手作り『通信』を心がけ、職務上の性格から難解となりがちですが、できるだけ平易に、わかりやすい内容をお届けする事を、原点としてやって参りました。

今後も引き続き、継続して参りたいと思っております。宜しく応援の程お願い申し上げます。

今、直面している大きな問題としては

- ① ウクライナ・ロシアによる戦争を始めとして、世界各地での紛争は予断を許さない状況が続いております。
- ② 経済面では、トランプ米国大統領による関税戦争が世界を揺るがしております。世界貿易での大混乱が起きようとしております。
- ③ 地球規模による天候のますますの不安定からくる、災害が世界各地域で起きております。日本においても、集中豪雨や地震が頻繁に起きており、災害による被害は増える一方であります。

私達の周囲でも、どれも重要なことばかりで、その影響は計り知れない事ばかりです。こんな時代にあっても、皆様におかれましては、こつこつと着実にひとつずつ対処して、少しずつでも、成果が出せますよう心掛けてみて下さい。

時間がかかりそうですが、皆様方の堅実な歩みをご期待しております。

所長 森 富夫

職員の家族紹介

祝！入学

この一年、早いものです



役員の変更登記申請を忘れずに

会社や法人の登記申請の話です。以下、会社や法人のことを「会社」といいます。

商号や事業目的を変更したり、本店を移転したりといった会社の登記事項に変更があった場合は、変更した事項についての変更の登記申請をしなければならないというのは、みなさまご存じかと思います。

ここで注意しなければならないことがあります。

役員については、任期が満了になった後、引き続き同じ人が同じ役員を務める場合も、改めて「重任」による役員変更の登記をしなければならないということです。



公開会社ではない株式会社の取締役及び監査役の任期は、定款で定めることにより、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することもできます。ちょっとややこしい表現ですが、任期が10年の会社では、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)で役員の就任(もしくは重任)の年月日を見て、10年くらい経っていれば、変更登記が必要になると思われます。ただし、ケースバイケースですので、詳しくは司法書士までご相談ください。

この役員変更登記ですが、忘れて放っておくと、過料に処されることがあります。

また、役員の変更の登記等をしないまましていると、過料だけでなく、株式会社の場合には、最後に登記をした時から12年を経過したとき、一般社団法人・一般財団法人の場合には、最後に登記をした時から5年を経過したときは、休眠整理作業の対象となります。役員の登記事項に変更がないということは、会社が活動していない、休眠している会社だと判断されてしまい、その後も登記または事業を廃止しない旨の届出をしない場合には、解散したものとみなされ、登記官の職権により解散の登記がされることになります。

役員の任期を10年にした場合は、とくにこの役員変更登記をうっかり忘れがちですので、任期の管理を怠らないようにしていただきたいです。

万が一、解散の登記がされた場合、会社の登記を復活させることもできますが、復活できる期限がありますので絶対安心というわけではありません。

また、法務局で、履歴事項証明書(登記簿謄本)や印鑑証明書を取得しただけでは、会社が活動しているとされるわけではなく、登記申請したことにもなりませんのでご注意ください。

できれば、毎年の決算に伴う株主総会のときなどに、履歴事項全部証明書の役員の就任年月日と定款の任期の規定を照らし合わせてご確認していただけるとよろしいかと思います。



司法書士 米澤 智子

確定申告を振り返って

令和7年3月17日をもって、令和6年分の確定申告は終了いたしました。
例年通り、皆様のご協力のもと、無事終えることができました。

令和6年分の申告は、例年とは異なり定額減税が実施され、所得税では3万円が控除されました。また、子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴い、申告書の記載内容も追加されました。変更点につきましては、日々の研修等で準備してまいりました。

毎年、確定申告が始まる前から準備はしておりますが、予定通りには進みませんでした。いざ処理を進めてみると、譲渡所得が発生したり、株式の取引があったりと、イレギュラーな事案がありました。来年からはヒアリングも含めて早めに準備しようと思います。

良かった点では、必要書類を早い時期にお預かり出来たこと。皆様のご協力により1月には書類が集まったため、確定申告の処理を分散して行うことが出来ました。例え、不足書類があったとしても、再発行をお願いすることも可能となりますので、引き続き、確定申告のご準備は早めをお願いいたします。

反省点は多々ありましたが、次回の申告に生かしてまいります。

中島 良典

おすすめの1冊

いつも幸せな人は2時間の使い方の天才



著者：今井 孝
出版社：すばる舎

本書は時間の使い方と幸せの関係を深く掘り下げた一冊です。何気なく過ぎていく毎日の中の「2時間」という具体的な時間単位にフォーカスすることで、日々の過ごし方を見直すきっかけを与えてくれる実用的な本だと感じました。

特に印象的だったのは、

“長時間の努力より、質の高い短時間の集中” “自分にとって本当に価値のあることに2時間使うことが、人生の幸福度を高める”

といったメッセージ。忙しい現代人にとって、「どう過ごすか」が「どれだけ時間を持つか」より重要なのだと気づかされます。

著者の語り口が軽やかで読みやすく、実践的なヒントも多いので、すぐに生活に取り入れたいくなる点も魅力の1冊です。

今泉 典子

相続税と民法 ～遺産分割手続きについて～

遺産分割の手続きには、相続人の協議で分割する協議分割(民法 907 条 1 項)と、協議が調わないときやできないときに用いられる審判による分割(審判分割。民法 907 条 2 項)があります。また、審判の前に調停ができますから、調停による分割(調停分割)も可能です。審判分割は裁判所に遺産を分割してもらう方法、調停分割は裁判所の関与の下に当事者間で遺産分割の協議を進める方法です。

遺産分割において協議が調わないときにいきなり審判を求めることもできますが、裁判所はまず当事者で話し合いをせよとの趣旨でいったん調停の手続きにその事件を回すことが多いとされています。

しかし、相続税の申告期限は相続開始日(被相続人の死亡した日)から 10 ヶ月です。もし、分割協議が相続税の申告期限までにまとまらない場合は、法定相続分で取得したものとみなして相続税を計算し、「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を添付して申告期限内に申告と納税をします。その後遺産分割が調った場合には、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告または更正の請求をすることになります。

依田 一恵



五月病予防！！青じそドリンク

<材料>

- ・大葉（青じそ）…………… 20 枚
- ・グラニュー糖…………… 35g
- ・りんご酢…………… 50cc
- ・水…………… 500cc

<作り方>

- ① 大葉はよく水洗いし、ザルにあけて水気を切って、分量の水 500cc を沸騰させ、沸いたら大葉を入れ弱火で 5 分煮出す。
- ② 5 分経過したら火を止め、グラニュー糖を加え、よくかき混ぜて溶かす。
- ③ グラニュー糖が溶けきったら、ザルとボールを使い、大葉と液体に分ける。
- ④ 大葉を取り出したら、粗熱が取り、落ち着いた温度になったら、りんご酢を加えて出来上がり。



青じそには、β-カロテンやビタミン B2、カルシウムなどの栄養素が豊富に含まれており、免疫力アップや貧血予防、疲労回復に役立つとされています。ぜひお試しください。

瀬平 裕佳

令和 7 年度税制改正の大綱の概要（所得税・法人税）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。

これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。

個人所得課税

○ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、58 万円とする。
- ・給与所得控除の最低保障額について、10 万円引き上げ、65 万円とする。
- ・居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとする。
- ・上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税及び令和 8 年度分以後の個人住民税について適用する。

○ 確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等の引上げ

- ・第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額 6.2 万円に引き上げる。
- ・第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額について、月額 7.5 万円に引き上げる。

○ NISAの利便性向上

つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を 1,000 円以下から 1 万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。また、NISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。



○ 子育て支援に関する政策税制

- ・住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。
- ・住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。
- ・生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円に引き上げる。



法人課税

○ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

○ 中小企業経営強化税制の拡充等

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)を追加するほか、所要の見直しを行う。

○ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等

特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。

○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長等

関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。



藤生 将太郎



EXCEL 活用術

<小数点以下の切り捨て・切り上げ・四捨五入>

請求書等の消費税計算をすると、1円未満の端数が生じることがあります。通常は、端数は切り捨て、切り上げ、四捨五入などで処理していることでしょう。

10%の消費税額の端数を処理して1円単位にする数式は、下記のA～Dの方法で作成できます。

- A: 表示形式を「通貨」にして四捨五入する
- B: INT 関数で消費税額を整数にする
- C: ROUNDDOWN 関数で端数を切り捨てる
- D: ROUNDUP 関数で端数を切り上げる

前回のAとBの作成方法に続き、今回はCとDの作成方法を紹介します。

C: ROUNDDOWN 関数で端数を切り捨てる

ROUNDDOWN 関数は桁を指定して切り捨てる働きをします。ここでは、1円未満を切り捨てるように設定します。

- ① C8のセルに「=ROUNDDOWN(C7*0.1,0)」と入力する(図1)

- ② C8のセルの数字が、小数点以下切り捨ての数字で表示される

※「,」のあとの「0」は小数点以下第1位以下の切り捨てを意味します

※C7は「小計(税抜)」の金額のセルです

C8					
	A	B	C	D	E
1			単位:円		
2	単価	数量	金額		
3	1,986	5	9,930		
4	598	2	1,196		
5	2,999	3	8,997		
6	78	7	546		
7		小計(税抜)	20,669		
8		消費税10%	2066		
9		合計	22,735		

図1

D: ROUNDUP 関数で端数を切り上げる

ROUNDUP 関数は桁を指定して切り上げる働きをします。ここでは、小数点以下を切り上げるように設定します。

- ① C8のセルに「=ROUNDUP(C7*0.1,0)」と入力する(図2)

- ② C8のセルの数字が、小数点以下切り上げの数字で表示される

※「,」のあとの「0」は小数点以下第1位以下の切り上げを意味します

C8					
	A	B	C	D	
1			単位:円		
2	単価	数量	金額		
3	1,986	5	9,930		
4	598	2	1,196		
5	2,999	3	8,997		
6	78	7	546		
7		小計(税抜)	20,669		
8		消費税10%	2067		
9		合計	22,736		

図2

2025 年 4 月から創設された出生後休業支援給付金

夫婦ともに育児休業を取得した際に、既存の育児休業給付とあわせて受け取ることができる出生後休業支援給付金が創設されました。

一般的な対象期間

①産後休業を取得しなかったとき(主に男性)

⇒子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間

②産後休業を取得したとき(出産した女性)

⇒子の出生の日から起算して16週間を経過する日の翌日までの期間



受給要件

①原則として休業(2回以上休業を取得する場合は初回の休業)開始日前2年間にみなし被保険者期間が12ヵ月以上あること

②被保険者が対象期間内に出生後休業の日数が通算して14日以上であること

③被保険者の配偶者が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にした出生後休業の日数が通算して14日以上であること

⇒配偶者がいない場合等、一定の場合は③の要件は適用されない

受給できる期間

最大28日(複数回出生後休業を取得した場合は合算して28日)

出生後休業支援給付金の額

休業開始時賃金日額×対象期間内の出生後休業の日数(上限28日)×13/100

今回の給付金の創設により、以前よりある育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給率67%に、今回の給付金13%が加わることで合計80%の給付金となります。よって育児休業をした場合、夫婦とも1ヵ月分(28日)は通常の賃金をもらっている時とほぼ変わらない制度が創設されたこととなります。

源泉所得税について



会社が従業員の給与から源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合、どうなってしまうのでしょうか？

原則として、不納付加算税が課されますが、一定の場合は課されません



原則的取扱い 給与等に係る源泉税は原則として、当月分は翌月の10日までに納付しなければならず、納付しない場合は不納付加算税の対象になります。

不納付加算税がかされない場合

法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合については、法定納期限から一か月を経過する日までに納付をすれば不納付加算税が課されないこととされています。

この場合の法定納期限までに納付の意思があったと認められる場合とは、法定納期限の属する月の前月末から1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次の①及び②に該当する場合をいうとされています。

- ① 納税の告知を受けたことがない場合
- ② 納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実がない場合

つまり、この①及び②のいずれにも該当する場合は、期限内納付がなかった場合でも、法定納期限から1か月を経過する日までに納付すれば、不納付加算税は課されないということになります。

砂場 潤子

おすすめの1冊

チームレジリエンス

～困難と不確実性に強いチームの作り方～



チームで成果を出すことが当たり前の現代において、従来の個人プレー主導の働き方から、メンバーの多様性を活かした働き方を推進していくことが求められています。

ピンチはチャンスと言いますが、チームに降り注ぐ困難を乗り越え、チームが成長し強くなる為のヒントが見つかる一冊です。

著 者：池田 めぐみ
安斎 勇樹

出版社：日本能率協会マネジ
メントセンター

渡邊 奈央美

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

草津温泉

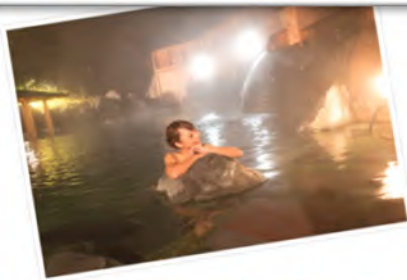
「日帰り温泉施設 大滝乃湯／西の河原（露天風呂）」

草津温泉は、標高 1,200m の位置にあり、夏・冬ともにリゾート立地としては、日本屈指の存在として有名です。古くから湯治客に愛され、支持されてきました。強烈な酸性度、圧倒的な湯量、他では類を見ない温泉です。

「大滝乃湯」は、煮川源泉を使用し、特に第 2 第 4 土曜日は白濁の日となっており、硫黄の香り漂う煮川源泉の「効能成分」たっぷりの極上のにごり湯を楽しめます。

大浴場は天井が高く、窓も広くて、開放的な空間が広がります。打たせ湯も 3 箇所あり、マッサージ効果も望めます。

古くから草津に伝わる「合わせ湯」。温泉の豊かな成分を水で薄めることなく、自然冷却して適温になるよう、浴槽を順々に巡って行きます。一番湯から、順に熱くなっていますので、ぬる湯から少しずつ体を慣らして行く入浴法です。4 番目の浴槽は相当熱いです。



湯畑からお土産屋でにぎわう西の河原通りを過ぎると溶岩と湯気があがる、湯川が出迎えてくれます。ここは「西の河原公園」となっており、園内はたいへん整備されており「瑠璃の池」や「琥珀の池」等温泉の池や、ベルツ博士の胸像などがあり、散策にも楽しいところです。奥まったところに「西の河原露天風呂」があります。

男女合わせると 500 m²と、その大きさは日本有数であると言われている。大きな湯船の中で、新緑や紅葉また雪見と、四季それぞれの自然を満喫させてくれます。

夜の星空やライティングの幻想的な雰囲気も格別です。源泉は万代源泉となっております。

毎週金曜日 17:30～20:00 は混浴の日となっております。但し水着着用のことだそうです。

(令和 3 年 4 月号、令和 4 年 7 月号再掲)

	大滝乃湯	西の河原露天風呂
住所	群馬県吾妻郡草津町大字草津 596-13	群馬県吾妻郡草津町大字草津 521-3
営業時間	営業時間:9:00～21:00 (最終入館は 20:00 まで)	4/1～11/30 7:00～20:00 (最終入館は 19:30 まで) 12/1～ 3/31 9:00～20:00 (最終入館は 19:30 まで)
電話番号	0279-88-2600	0279-88-6167
料金	大人:1,100 円 子供:550 円	大人:800 円 子供:400 円
効能	神経痛、関節痛、うちみ、ねんざ、やけど、慢性消化器病、病後回復期、美肌、慢性婦人病など	神経痛、関節痛、うちみ、やけど、慢性消化器病、病後回復期、美肌、慢性婦人病など

森 富夫

税務・労務カレンダー

	税務	労務
5月	☐ 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………5月12日(月)まで ☐ 個人住民税の特別徴収税額の通知……………6月2日(月) ☐ 3月決算法人の確定申告と納税……………6月2日(月)まで ☐ 9月決算法人の中間(予定)申告……………6月2日(月)まで	☐ 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出締切日……………5月12日(月) ☐ 4月分の社会保険料の口座振替日……………6月2日(月) 

・自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。

6月	☐ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………6月10日(火)まで ☐ 所得税予定納税額の通知……………6月16日(月) ☐ 4月決算法人の確定申告……………6月30日(月)まで ☐ 10月決算法人の中間(予定)申告……………6月30日(月)まで	☐ 5月分の社会保険料の口座振替日……………6月30日(月) ☐ 労働保険の年度更新手続きの受付開始……………6月2日(月)～7月10日(木) ☐ 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の作成……………6月2日(月)～7月15日(火)
----	--	--

- ・6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・賞与を支給した時は、「健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届」を支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出しましょう。
- ・4月に昇給等を実施した場合は、健康保険・厚生年金保険の「被保険者報酬月額変更届」の提出の要否を確認しましょう。
- ・労働保険の年度更新手続きの際に、雇用保険の加入手続き漏れや保険料控除もれがないか確認しましょう。

7月	☐ 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………7月10日(木)まで ☐ 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付……………7月10日(木)まで ☐ 5月決算法人の確定申告……………7月31日(木)まで ☐ 11月決算法人の中間(予定)申告……………7月31日(木)まで ☐ 固定資産税第2期分の納付……………7月31日(木)まで	☐ 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出締切日……………7月10日(木) ☐ 労働保険の年度更新手続きの締切日……………7月10日(木) ☐ 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出締切日……………7月15日(火) ☐ 6月分の社会保険料の口座振替日……………7月31日(木)
----	---	---

- ・試用期間終了に伴う対応
4月に入社した社員の試用期間を3ヶ月としている企業では、特段の問題がなければ7月から正式採用へ準備しましょう。
- ・社員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合には、3ヶ月ごとにまとめて労基署に報告しなければなりません。
4～6月分の提出期限は7月31日(木)までに。※但し、休業4日以上のもはその都度報告が必要。

